



平成 23 年 4 月 19 日

各位

会 社 名 株式会社ビジネス・トラスト
代表者の役職名 代表取締役社長 吉 木 伸 彦
(コード番号：4289)

問 い 合 わ せ 先 取締役マネジメ
ント 本 部 長 鬼 形 貴 之

電 話 番 号 0 3 - 5 5 7 5 - 6 1 0 0

親会社及び主要株主の異動に関するお知らせ

今般、平成 23 年 4 月 22 日付で当社の親会社及び主要株主の異動がありますので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 異動に至った経緯

株式会社ヨシキホールディングス（以下「ヨシキホールディングス」といいます。）は、平成 23 年 3 月 4 日に当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行う旨を公表いたしました。

本公開買付けは、平成 23 年 3 月 7 日から平成 23 年 4 月 18 日まで実施され、本日、ヨシキホールディングスより本公開買付けを通じて当社普通株式 16,059 株を取得する旨の報告がありました。

この結果、平成 23 年 4 月 22 日（本公開買付けの決済開始日）付けでヨシキホールディングスの当社の総株主等の議決権に対する所有割合が 50%超となるため、ヨシキホールディングスは、新たに当社の親会社に該当することとなります。

また、当社の主要株主である吉木伸彦氏は、その保有する全ての当社普通株式について本公開買付けに応募した結果、当社の主要株主に該当しないこととなります。

なお、本公開買付けの結果等の詳細につきましては、本日、別途お知らせしております「株式会社ヨシキホールディングスによる当社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」をご参照ください。

2. 親会社に該当することとなる株主及び主要株主に該当しないこととなる株主の概要

(1) 新たに親会社に該当することとなる株主の概要

①名称	株式会社ヨシキホールディングス
②本店所在地	東京都世田谷区代田五丁目 17 番 3 号
③代表者の役職・氏名	代表取締役 吉木伸彦

④事業内容	有価証券の保有並びに運用業務	
⑤資本金の額	3,000,000 円 (平成 22 年 8 月 31 日現在)	
⑥設立年月日	平成 10 年 2 月 9 日	
⑦事業年度の末日	8 月 31 日	
⑧純資産	77,629 千円 (平成 22 年 8 月 31 日現在)	
⑨総資産	77,712 千円 (平成 22 年 8 月 31 日現在)	
⑩大株主及び持株比率	吉木伸彦	56.2%
	吉木伸子	21.7%
⑪上場会社と当該株主との関係等	資本関係	ヨシキホールディングスは、当社の普通株式7,250 株 (所有株式の割合25.08%) を所有している当社の筆頭株主であります。
	人的関係	当社の代表取締役社長である吉木伸彦氏がヨシキホールディングスの代表取締役を兼務しております。
	取引関係	該当事項はありません。

(2) 主要株主に該当しないこととなる株主の概要

- ①氏名 吉木伸彦
②住所 東京都世田谷区

3. 異動前後における当該株主の所有に係る議決権の数及び議決権の総数に対する割合

(1) 株式会社ヨシキホールディングス

	属性	議決権の数 (議決権所有割合)			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	主要株主である筆頭株主	7,250 個 (28.19%)	7,277 個 (28.30%)	14,527 個 (56.49%)	第 1 位
異動後	親会社及び主要株主である筆頭株主	23,309 個 (90.63%)	一個 (-%)	23,309 個 (90.63%)	第 1 位

(2) 吉木伸彦

	属性	議決権の数 (議決権所有割合)			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	主要株主	4,900 個 (19.05%)	9,627 個 (37.43%)	14,527 個 (56.49%)	第 2 位
異動後	—	一個 (-%)	一個 (-%)	一個 (-%)	—

(注1) 異動前及び異動後の「議決権所有割合」は、当社が平成23年3月11日に提出した第21期第1四半期報告書に記載された平成22年10月31日現在の総株主の議決権の数である25,718個を分母として計算しております。

(注2) 「議決権所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

4. 異動年月日 (予定)

平成23年4月22日 (本公開買付けの決済開始日)

5. 今後の見通し

ヨシキホールディングスは本公開買付けにより、当社の発行済普通株式の全て (当社が所有する自己株式は除きます。) を取得することができなかつたことから、当社は、平成23年3月4日付け「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」に記載のとおり、以下の方法により、ヨシキホールディングスが当社を実質的完全子会社とするための一連の手続を行うことを予定しております。

具体的には、本公開買付けの成立後、ヨシキホールディングスは①当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②上記①による変更後の定款に対し、当社が発行する全ての普通株式に全部取得条項 (会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。) を付す旨の定款変更を行うこと及び③当社の当該全部取得条項が付された普通株式の全部 (当社が保有する自己株式を除きます。) の取得と引き換えに別個の種類当社の株式を交付すること (なお、交付する別個の種類株式について、上場申請は行わない予定です。) 、以上①乃至③を付議議案に含む当社の臨時株主総会の開催を、当社に要請する予定です。

また、上記臨時株主総会において上記①の定款変更議案が決議されますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②の議案については、会社法第111条第2項第1号に基づき、上記臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される当社普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会の決議が必要となるため、ヨシキホールディングスは、当社に対し、上記②の定款一部変更を付議議案に含む種類株主総会の開催を要請する予定です。

なお、ヨシキホールディングスは上記の臨時株主総会及び種類株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

上記の各手続の効力が発生し実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て (但し、当社が所有する自己株式を除きます。) 当社に取得されることとなり、当社の株主には当該取得の対価として別種類当社の株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該当社株式の数が1に満たない端数となる株主に対しては、会社法234条その他関係法令の手続に従い、当該端数の合計数 (合計数に端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。) に相当する当該当社株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該当社株式の売却の結果、当該株主に交付される金銭の額については、特段の事情がない限り、本公開買付け価格に当該各株主の皆様が保有していた当社普通株式の数を乗じ

た価格と同一となるよう算定される予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する当社株式の種類及び数は、本日現在未定であります。ヨシキホールディングスは、ヨシキホールディングスが当社の発行済株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を所有することができるよう、ヨシキホールディングス以外の当社の株主に交付しなければならない当社株式の数が1に満たない端数となるように決定するよう当社に要請する予定です。

上記②及び③の手續に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(i)上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ii)上記③の全部取得条項が付された普通株式の全部取得が上記臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は、裁判所に対し、当該株式の取得の価格の決定の申し立てを行うことができる旨定められております。これらの(i)又は(ii)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

当社は、上記臨時株主総会及び種類株主総会において権利を行使することができる株主を確定するため、平成23年4月30日をその基準日と定め、平成23年4月16日付けで基準日設定公告を行っております（平成23年4月15日付け「臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」をご参照ください。）。なお、上記臨時株主総会及び種類株主総会の開催は平成23年6月を予定しており、開催日及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

なお、本プレスリリースは、上記臨時株主総会及び種類株主総会における当社の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。

当社普通株式は、現在、株式会社大阪証券取引所が運営するJASDAQ市場（以下「JASDAQ」といいます。）に上場されておりますが、ヨシキホールディングスは、当社の発行済株式の全て（当社が所有する自己株式を除きます。）を所有することを企図しておりますので、これが実施される場合には、当社普通株式は上場廃止となります。上場廃止後は、当社普通株式をJASDAQにおいて取引することはできません。

6. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

今回の異動により、ヨシキホールディングスは当社の非上場の親会社として開示対象となります。

以 上